

農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法を定める件
の一部を改正する件について

令和4年2月
農林水産省農産局

1 改正の趣旨

令和3年5月の「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会とりまとめ」を踏まえ、農産物検査の合理化を図るため、国内産水稻うるち玄米に係る標準計測方法について見直しを行う。

2 主な改正の内容

第2の5及び6において、機械により鑑定を行う規格項目及びその測定方法の追加

(1) これまでの死米、着色粒に加え、白未熟粒、胴割粒、砕粒についても穀粒判別器による測定方法を追加

(2) 容積重の測定方法のうち、ブラウエル穀粒計及び電気式穀粒計による測定方法の適用品目に、新たに国内産水稻うるち玄米を追加

3 施行期日

令和4年3月30日

○農林水産省告示第四百八十二号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第六条第二項の規定に基づき、平成十三年三月十四日農林水産省告示第三百三十二号（農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和四年三月三十日から施行する。

令和四年二月二十八日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

名 出 産	名 出 産
第 1 通則 1 ～ 7 (略) 8 試薬・試液 (1) (略) (2) 試液 (農産物規格規程 (平成13年 2 月 28 日農林水産省告示第244号。<u>以下「規格規程」という。</u>) の各項目を計測するのに用いるために調製した液をいう。) は、次に掲げるものである。 1 %過酸化水素水 (略) 1 ml / 0酢酸試液 (略) 1 %次亜塩素酸ナトリウム試液 (略) 45 w / v %水酸化ナトリウム試液 (略) 40 %水酸化ナトリウム試液 (略) 1 ml / 0水酸化ナトリウム試液 (略) 中和用アルカリ (略) ニューMG調整試液 (略) 4 %ホウ酸試液 (略) 2 w / v %ホウ酸試液 (略) 0.5 w / v %ホウ酸試液 (略) メチルオレンジ・インジゴカルミン混合指示薬 (略) メチルレッド・メチレンブルー混合指示薬 (略) メチルレッド・ブロモクレスゾールグリーン混合指示薬 (略) ヨウ素・ヨウ化カリウム試液 (略) (3) (略) 9 ～ 11 (略) 第 2 計測方法 標準計測方法は、次の 1 から15までの品位の項目について品位等検査又は成分検査を行う場合に用いるものとする。 1 ～ 4 (略) 5 白未熟粒、死米、胴割粒、砕粒及び着色粒 白未熟粒、死米、胴割粒、砕粒及び着色粒は、穀粒判別器を用いて測定する。	第 1 通則 1 ～ 7 (略) 8 試薬・試液 (1) (略) (2) 試液 (農産物規格規程 (平成13年 2 月 28 日農林水産省告示第244号。<u>第 2 の 8 の (1) の ② において「規格規程」という。</u>) の各項目を計測するのに用いるために調製した液をいう。) は、次に掲げるものである。 1 %過酸化水素水 (略) 1 ml / 0酢酸試液 (略) 1 %次亜塩素酸ナトリウム試液 (略) 45 w / v %水酸化ナトリウム試液 (略) 40 %水酸化ナトリウム試液 (略) 1 ml / 0水酸化ナトリウム試液 (略) 中和用アルカリ (略) ニューMG調整試液 (略) 4 %ホウ酸試液 (略) 2 w / v %ホウ酸試液 (略) 0.5 w / v %ホウ酸試液 (略) メチルオレンジ・インジゴカルミン混合指示薬 (略) メチルレッド・メチレンブルー混合指示薬 (略) メチルレッド・ブロモクレスゾールグリーン混合指示薬 (略) ヨウ素・ヨウ化カリウム試液 (略) (3) (略) 9 ～ 11 (略) 第 2 計測方法 標準計測方法は、次の 1 から15までの品位の項目について品位等検査又は成分検査を行う場合に用いるものとする。 1 ～ 4 (略) 5 死米及び着色粒 死米及び着色粒は、穀粒判別器を用いて測定する。

(1)・(2) (略) (3) 測定方法 ①・② (略) ③ 混入割合の算出 同一試料について3回測定を行い、<u>規格規程第1の2の(3)のハの(ロ)</u>に掲げる<u>白未熟粒、死米、胴割粒及び砕粒の規格項目について平均値の小数点以下第1位を四捨五入して整数まで、着色粒の規格項目について平均値の小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで算出し、これを当該試料の白未熟粒、死米、胴割粒、砕粒及び着色粒の混入割合とする。</u> (4) (略) 6 容積重 容積重は、穀粒容積重計を用い、次の(1)、(2)又は(3)のいずれかの方法により測定する。 (1) グラウエル穀粒計による方法 一定重量の穀物の容積を測定する。 ① 適用品目 <u>国内産水稻うるち玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産はだか麦及び国内産そば</u> ②・③ (略) (2) (略) (3) 電気式穀粒計による方法 一定容積の穀物の重量を測定する。 ① 適用品目 <u>国内産水稻うるち玄米、小麦、大麦、はだか麦及びそば</u> ②・③ (略) 7～15 (略)	(1)・(2) (略) (3) 測定方法 ①・② (略) ③ 混入割合の算出 同一試料について3回測定を行い、<u>それぞれの平均値を小数点以下第1位まで算出し、これを当該試料の死米及び着色粒の混入割合とする。</u> (4) (略) 6 容積重 容積重は、穀粒容積重計を用い、次の(1)、(2)又は(3)のいずれかの方法により測定する。 (1) グラウエル穀粒計による方法 一定重量の穀物の容積を測定する。 ① 適用品目 <u>国内産小麦、国内産大麦、国内産はだか麦及び国内産そば</u> ②・③ (略) (2) (略) (3) 電気式穀粒計による方法 一定容積の穀物の重量を測定する。 ① 適用品目 <u>小麦、大麦、はだか麦及びそば</u> ②・③ (略) 7～15 (略)
---	--